

技能講習受講料の割引制度について

当連合会が行う技能講習について、同一年度において一括お申し込みの場合、下記の基準による割引制度がありますので、是非ご利用ください。

割引① テキスト代免除

- ☞ 各種技能講習の受講申込者数（延べ人数）が20名以上の場合、テキスト代を免除します。

割引② テキスト代免除+受講料8%割引

- ☞ 各種技能講習の受講申込者数（延べ人数）が40名以上の場合、テキスト代を免除した上で、さらに受講料を8%割引します。

令和7年度特別割引 テキスト代半額免除

- ☞ 各種技能講習の受講申込者数（延べ人数）が10名以上の場合、テキスト代の半額を免除します。

- (注) 1) 事前に「一括申込受講予定者リスト」を当連合会本部にメール (ren@shinkiren.jp) でご提出していただき、一括割引適用の承認を受けてください。(承認のない場合には割引制度の適用にはなりません。)承認後、通常の手続き(申込書の提出又はWEB申込み)でお申し込みください。
- 2) 技能講習以外の教育講習については割引制度の対象外となります。
- 3) 割引後の金額等詳しくは当連合会ホームページをご覧ください(ホームページからも「一括申込み受講予定者リスト」用紙のダウンロードができます。)

お問合せ先

(一社)新潟県労働基準協会連合会 業務部

TEL 0254-32-5353

FAX 0254-32-5350

メールアドレス ren@shinkiren.jp